

# 後見センターレポート vol.1 4 (平成29年6月)



コーくん

## 本人がお亡くなりになった場合について

本人がお亡くなりになった場合、特に親族である成年後見人、保佐人、補助人は、お辛い中で様々な事務を執り行わなければならないと思いますが、以下のとおり、後見人等として行っていただかなければならない事務もあります。その事務の内容は、後見人等が本人の相続人であるか否かによって異なりますので、ご注意ください。

なお、監督人が選任されている場合は、まずは監督人に連絡し、監督人の指示に従ってください。

### 1 後見人等が本人の相続人である場合

#### (1) 裁判所への報告

本人がお亡くなりになった日から2週間以内に、死亡診断書又は死亡記載のある除籍謄本のコピーを添えて、本人がお亡くなりになった旨の「連絡票」を裁判所に郵送又はファクスすることにより、死亡の連絡をしてください（2週間以内に死亡診断書等を提出することが困難な事情があるときは、「連絡票」にその旨を記載してください。）。

#### (2) 終了登記の申請手続

本人がお亡くなりになったときは、後見人等や本人の親族において、終了登記の申請手続を行っていただく必要があります。申請先は以下のとおりです（なお、終了登記の申請は、東京法務局以外の法務局では受け付けていませんので、ご注意ください。）。

東京法務局 民事行政部 後見登録課 03-5213-1360（ダイヤルイン）

#### (3) 本人の相続財産の確定

本人がお亡くなりになってから2か月以内に、未清算の後見事務費用等を清算するなどして、本人の相続財産を確定してください（裁判所への報告は不要ですが、分からないことがあれば、「連絡票」によりご連絡ください。）。

### 2 後見人等が本人の相続人ではない場合

#### (1) 裁判所への報告（上記1と同じ）

#### (2) 終了登記の申請手続（上記1と同じ）

#### (3) 本人の相続財産の確定（上記1と同じ）

#### (4) 相続人への相続財産の引継ぎ

本人がお亡くなりになってから6か月以内に、管理計算によって確定した本人の相続財産を相続人に引き継いだ上で、相続人から受領した「引継書」を裁判所に提出してください。なお、相続人への引継ぎが困難な事情（相続人が存在するかどうか分からない、相続人が高齢であったり遠隔地にいたりして引継ぎに協力してもらえない、相続人が引継ぎを拒んでいるなど）がある場合は、「連絡票」により裁判所にご連絡ください。

※ 本人がお亡くなりになった場合には、以上に加えて、裁判所から書類の提出を求めたりすることがあります。その場合は裁判所から連絡させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。